

「吉野川流域治水プロジェクト」について議論します！ ～吉野川流域治水協議会及び減災対策協議会の合同開催～

現在、吉野川では気候変動による水害リスクの増大に備えるために、吉野川流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害被害を軽減させる治水対策「吉野川流域治水プロジェクト」について取り組んでいます。

この度、流域治水の取組を加速化・深化させるために「吉野川流域治水プロジェクト 2.0」に更新し、各関係機関における令和5年度の取組とともに、情報共有及び議論するために以下の会議を合同開催します。

- 会議名称：第 7 回 吉野川流域治水協議会
第 1 1 回 吉野川中流・下流大規模氾濫に関する減災対策協議会
- 開催日時：令和6年3月26日（火）10：00～12：00
- 開催場所：三好市池田総合体育館 サブアリーナ（別添1参照）
※WEB（ウェブ）会議併用
- 議 事：吉野川水系流域治水プロジェクト 2.0（案）について など

■取材及び傍聴について

- 1) 取材及び傍聴を希望される方は、下記の問い合わせ先へ事前申込みをお願いします。
- 2) 協議会の円滑な進行のため、撮影等については、事務局の方で取材エリアを規制させていただきます。
- 3) WEB 配信を希望する報道機関の方は事前に以下の問い合わせ先までご連絡いただければ、配信先のアドレス及び資料を送付いたします
- 4) 取材や傍聴に関する詳細は別添2及び3をご覧ください。

令和6年3月21日

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

※本政策は、四国圏域広域地方計画「No.1 南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害への「支国」防災力向上プロジェクト」の取組に該当します

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

電話：088-654-2211（代表） 088-654-9611（流域治水課直通）

副 所 長（流域治水） しらかわ つよひと 白川 豪人（内線 206）

◎流域治水課長 どうたに けんたろう 道谷 健太郎（内線 351）

◎主たる問い合わせ先

会場案内図



三好市池田総合体育館



「第7回 吉野川流域治水協議会」
「第11回 吉野川中流・下流大規模氾濫に関する減災対策協議会」
取材にあたってのお願い

(主旨)

協議会を円滑に進めるため、記者の皆様には以下の項目についてお願いします。

(取材)

- 1) 会議を取材しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道記者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②ビデオ・カメラ等の撮影範囲を定めますので、その範囲内からの撮影にご協力をお願いします。
 - ③携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、使用しないで下さい。

事務局：国土交通省 四国地方整備 徳島河川国道事務所

「第7回 吉野川流域治水協議会」
「第11回 吉野川中流・下流大規模氾濫に関する減災対策協議会」
傍聴にあたってのお願い

(主旨)

協議会を円滑に進めるため、傍聴者の皆様には以下の項目についてお願いします。

(会議の傍聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①会議における発言等への批判や可否の表明、拍手などをしないで下さい。
 - ②発言・私語・談論などをしないで下さい。
 - ③はちまきの着用、プラカードの持ち込みなどをしないで下さい。
 - ④ビラ・資料等の配布をしないで下さい。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、使用しないで下さい。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないで下さい。
 - ⑦許可無く写真やビデオ撮影、録音などをしないで下さい。
 - ⑧会議中は発言できません。
 - ⑨その他、会場の秩序を乱したり会議の妨げとなるような行為をしないで下さい。
- 3) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 4) 事務局が退場を指示した時は、速やかに退室して下さい。
- 5) 以上のほか、傍聴者は司会、会長及び事務局の指示に従って下さい。

事務局：国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所